

出来事（2012年9月）

1. 消費者庁・食品表示一元化

消費者庁の食品表示一元化検討会：2012年8月3日に第12回（最終回）

消費者庁の食品表示一元化検討会の報告書：2012年8月9日（福島長官の任期が満了日）

食品表示一元化法（案）：2013年3月までに策定、通常国会に提出

食品表示問題緊急学集会（院内集会）：8月28日、衆議院第1議員会館

主催：食品表示市民ネットワーク

共催：国農業共同組合中央会（全中）及び全国農業共同組合連合会（全農）

民主党の消費者問題PT（座長：岡崎トミ子 参議院議員）：9月7日

○食品表示の範囲について、原料原産地表示と栄養成分表示の拡大を求める。

○食品表示を日本再生戦略の観点から考える。

2. 食品添加物の新規指定（「指定待ち」の状態が続いています）

9月3日、亜塩素酸水及びアゾキシストロビン（ポストハーベスト）を指定するためのWTO通報（期限：60日）がなされました。香料5品（トリメチルアミン、2-エチル-6-メチルピラジン、*trans*-2-メチル-2-ブテナール、（3-アミノ-3-カルボキシプロピル）ジメチルスルホニウム塩化物、*trans*-2-ペンテナール）とサッカリンカルシウム、リン酸一水素マグネシウム、ピリメタニル（ポストハーベスト）、イソプロパノールを含め合計11品目が指定に向かった手続きが進行しています。

一方、速やかに指定する旨の「規制・制度改革に係る方針」が、平成24年7月10日に閣議決定されています。

3. コチニール色素のアレルギー問題でアンケート

5月11日、消費者庁消費者安全課の「コチニール色素に関する注意喚起」がなされました。NPO食品安全グローバルネットワークは、コチニール色素にたいする一般消費者の意識調査を、WEBを用いて7月に実施しました。8月には、食品企業（約800社）を対象に葉書によるアンケートを実施しました。これらの結果は、10月19日の第10回セミナーで公表される予定です。

4. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、2012年9月25日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（50品目、2012年9月24日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（1品目*、2012年9月25日現在） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

*キシラナーゼ 尚、インベルターゼは取り下げられました(8月20日、食品安全委員会)。

5. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限(2012年9月20日 現在)

従来の福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県、青森の出荷制限に、山形県(クマの肉)と長野県(野生のキノコ)も加えられ、地域が拡大しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002k6ay-att/2r9852000002k6he.pdf>

2) 検査結果

かなりの頻度での基準値超過が厚生労働省のホームページで報告されています。

3) 10月1日から、米及び牛肉についても新基準値(100Bq/kg)が適用されます。

6. 次亜塩素酸ナトリウムで処理されたカットキャベツの有機塩素化合物

国立医薬品食品衛生研究所の久保田氏らは、カットキャベツを次亜塩素酸ナトリウムで殺菌処理したとき、カットキャベツの有機酸と反応して、クロロホルムの生成が確認されたと、「日本食品化学会誌」第19巻第2号(2012年)で報告しました。

7. 英国医薬品・医療品規制庁(MHRA)がエキナセアの12歳未満への使用に警告

MHRAは、エキナセア含有ハーブを12歳未満の子どもに使用すべきでないと警告しました。また、「アレルギーを引き起こすとも」指摘しました。

<http://www.mhra.gov.uk/PrintPreview/PressReleaseSP/CON180627>

8. 米国のNIHがダイエタリーサプリメントとしてのビタミンAの過剰摂取の問題

米国国立衛生研究所(NIH)のダイエタリーサプリメント局(ODS)は、ビタミンAに関してファクトシートを公表しました。

<http://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminA-QuickFacts/?print=1>

<http://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminA-HealthProfessional/?print=1>

食肉、家禽類、魚及び乳製品にはビタミンAとして、果実や野菜などの植物性食品にはプロビタミンAとして存在し、ダイエタリーサプリメントにはプロビタミンA(前駆体)のベータカロテンが添加されている場合が多いとし、過剰摂取による有害影響について言及しています。

9. 昨年度(平成23年度)の輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

昨年度(平成23年度)の輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果が公表されました。

重点計画とその結果は、次の通りです。

(1) 輸入届出時における法違反の有無の確認

届出件数約210万件[約200万件]、届出重量約3,341万トン[約3,180万トン]

(2) モニタリング検査※1(※件数については延べ数)

①モニタリング計画:86,114件[85,018件]

②実施件数:91,330件[88,788件](実施率:約106%[約104%])、

うち違反件数:156件[182件]

(3) 検査命令

①全輸出国の17品目及び31カ国・1地域の90品目（平成23年4月1日現在）

②実施件数：99,117件 [118,721件]（延べ150,340件 [延べ232,748件]）、
うち違反件数：延べ453件 [延べ384件]

(4) 違反状況

①違反件数：1,257件 [1,376件]（違反率：届出件数の0.1% [0.1%]）、
検査件数：約23万件 [約25万件]

*違反延べ件数：微生物規格230件 [289件]、残留農薬226件 [272件]、
有害・有毒物質及び病原微生物225件 [186件]、添加物208件 [199件]、
残留動物用医薬品133件 [76件]、腐敗、変敗、異臭及びカビの発生等129件 [221件]、
器具、容器包装規格82件 [124件]、おもちゃ規格18件 [18件]、他55件 [49件]、
計1,306件 [1,434件]

②違反は積み戻し、廃棄等の措置がなされました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002jsmh.html>

10. 輸入食品中のエトキシキン（酸化防止剤、殺菌剤）

双日株式会社、株式会社松岡、伊藤忠商事株式会社、横浜冷凍株式会社、株式会社ハウスイ、東洋マリーン株式会社がインドから輸入した「冷凍養殖えび」、阪和興業株式会社、住商フーズ株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」から、一律基準を超えたエトキシキンの残留が認められ、成分規格不適合により、廃棄、積み戻し等が指示されました。

11. 輸入食品中のTBHQ（指定外添加物、酸化防止剤）

- ・株式会社セイナンがインドから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）」：1µg/g
- ・HARMONY株式会社がインドから輸入した「レトルト殺菌食品」：1µg/g
- ・阿部幸製菓株式会社が中国から輸入した「その他のピーナッツ製品：イカピー」：1µg/g
- ・友盛貿易株式会社が中国から輸入した「その他の植物性油脂」：26µg/g

（作成：2012年9月29日）